

## 合併公告

平成 30 年 11 月 9 日

株主及び債権者 各位

大阪市北区同心一丁目 8 番 9 号  
株式会社千趣会  
代表取締役 梶原 健司

当社（甲）は、平成 30 年 10 月 26 日開催の取締役会において、平成 31 年 1 月 1 日を効力発生日として、千趣会ゼネラルサービス株式会社（乙、住所 大阪市北区同心一丁目 6 番 27 号）及び株式会社千趣ビジネスサービス（丙、住所 大阪市北区同心一丁目 8 番 9 号）と合併（以下、「本合併」という。）することを決議いたしました。つきましては、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

また、甲は乙及び丙の全株式を所有しておりますので、本合併による甲の株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲） 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙及び丙）

掲載紙	官報
掲載の日付	平成 30 年 4 月 20 日
掲載頁	51 頁（号外第 89 号）

## 公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成 30 年 11 月 25 日午前 2 時 34 分から午前 7 時 21 分まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、サーバーのメンテナンス作業のため、公告の中断が生じました。